

	新潟市教育委員会 平成21年 9月 定例会会議録			
日 時	平成21年 9月16日(水) 午後1時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	佐藤 委員長		欠席委員	
	高山 委員			
	田中 委員			
	小嶋 委員			
	山田 委員			
	鈴木 教育長			
会議に出席 した職員 (17名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	市橋 浩	生涯学習課長	玉木 一彦
	教育次長	長谷川裕一	教職員課長	逢坂 健太郎
	教育次長 中央図書館長	八木 秀夫	総合教育 センター所長	津野 敏江
	事務局参事	大科 俊夫	学校支援課長	南 敦
	教育総務課長	川瀬 正之	地域と学校ふれあ い推進課長	坂井 敏明
	学務課長	朝妻 厚雄	生涯学習センタ ー次長	和田 明彦
	施設課長	芋川 常治	中央図書館 企画管理課長	上山 茂実
	保健給食課 長	朝妻 博	教育総務課 総務企画係長	小関 洋
			教育総務課主査	杉本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 1時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (件)	議案番号	件 名
報告 (2件)	記 号	件 名
		新潟市立学校適正配置審議会の審議状況について
		新型インフルエンザへの対応について
その他 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後1時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 田中委員，小嶋委員 両委員を指名。

第3 報告

○委員長 本日は，報告事項のみでございます。本日の取材は，新潟日報社

さんでございます。よろしくお願ひいたします。

報告事項「新潟市立学校適正配置審議会の審議状況」でございます。それでは，報告事項につきまして，学務課からお願いいたします。

○学務課長 学務課でございます。中央区と江南区の適正配置審議会の審議状況について，報告させていただきます。1ページをご覧いただきたいと思ひます。

1の現在の中央区の方向性（案）ですが，中学校を1校減の1校新設で，現在と同じく9校，小学校を4校減の1校新設で3校減，白新中学校など3校が審議中となっております。

2の現在の江南区の方向性（案）では，中学校は2校減，小学校も2校減の案となっております。

2ページは，現在の中央区の方向性（案）です。左側に中学校，右側が小学校でございます。

3ページに，略地図で中央区がございますけれども，左側の図が中学校，右側が小学校でございます。太線が再編（案）の範囲になります。

2ページの表の中で，左側の中学校で検討対象となります学校は，22学級の鳥屋野中学校，7学級の白新中学校，3学級の二葉中学校，6学級の舟栄中学校，20学級の上山中学校です。鳥屋野中学校は，22学級の大規模校ですので，適正化の方法は，分離新設か隣接する中学校との通学区域の変更になります。ここでは，隣が同じく大規模校の上山中学校であるため，宮浦中学校との通学区域の変更を検討することになっております。白新中学校は，審議中です。Aグループの二葉中学校は，隣の舟栄中学校と統合する案になっております。合わせますと，9学級になります。上山中学校は西側が信濃川で，東側の鳥屋野中学校が大規模校であるため，通学区域の変更ができません。そこで，方法としては，1校新設の案になっております。右側の小学校は，6学級の関屋小学校，10学級

の有明台小学校，7学級の鏡淵小学校，11学級の白山小学校，6学級の豊照小学校，湊小学校，栄小学校，入舟小学校，そして，29学級の鳥屋野小学校が検討対象です。

Cグループで，浜浦小学校と関屋小学校を統合して15学級にし，有明台小学校はそのままという案になっております。鏡淵小学校と白山小学校は，審議中です。

Dグループの4校は近接しており，合わせても14学級であることから，4校統合の案になっております。

Eの鳥屋野小学校は，児童数が急増している地域です。27年度で29学級になる見込みです。その後も増加する場合は，西側が信濃川で，東側が適正規模ぎりぎりの24学級の上山小学校であることから，分離して1校新設する案になっております。

次に，4ページをお願いいたします。現在のところの江南区の方角性（案）です。中学校は，7学級の大江山中学校，3学級の両川中学校が検討対象校です。Aグループの大江山中学校と適正規模ぎりぎりの横越中学校を統合する案で，15学級の適正規模になります。Bグループの両川中学校は旧新潟市の組み合わせで，ぎりぎり適正規模の曾野木中学校と統合して，11学級になります。

小学校では10学級の丸山小学校，6学級の大淵小学校，これは22年4月開校する予定ですが，6学級の両川小学校，26学級の亀田東小学校，7学級の早通小学校が検討対象校です。Cグループの大淵小学校は，改築したばかりですが，時期を見て丸山小学校と統合し，12学級の案になっております。両川小学校は6学級ですが，22年4月に統合して開校する学校で，これから新たな学校づくりを行うことから，そのままにする案になっております。亀田東小学校は跨線橋を使って信越本線を越え，亀田小学校と通学区域を調整する案になっております。早通小学校は旧亀田町同士で，東側の亀田西小学校と統合して，23学級とする案です。

以上が，中央区と江南区の審議状況でございます。今後，市議会や自治協からの意見を審議会に伝えまして見直しを行い，また，審議中のところも改めて審議を行いまして，答申になります。適正配置審議会の状況についての報告を終わらせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。それでは，ただいまの説明に対して何かご意見，ご質問はございませんか。

○山田委員

2ページの中央区の方ですが，鳥屋野中は22で，聞き取れなかったものですから確かめたいのですが，再編を考えているというお話でしたか。

○学務課長

中学校の適正規模は9学級から18学級としております。19学級

以上を大規模校と区分しまして、大規模校はすべて再編の方向を検討することにしておりますので、実際にするかどうかではなくて、審議会としては方向性を示すということにしております。そうしますと、鳥屋野中学校の場合は、22 学級でございますから大規模校に区分されます。大規模校の場合は新たな学校を造るか、隣接する中学校区との学校区の再編をするか、どちらかになるわけですが、隣の西側の上山中学校が大規模校でございますので、ここの通学区域の変更はできないと思われま。また、新たな学校を造るには適地がないと思ひます。そうしますと、東側の宮浦中学校との通学区域の変更を考へるといふ方向性が出されていふことです。

○山田委員

宮浦中学校は、ここには出ていないわけですね。

○学務課長

宮浦中学校自体は 17 学級で適正規模ですので、検討対象校ではないのですが、通学区域の変更をするしか、鳥屋野中学校を適正規模化する方法はないのではないかと考へておひます。

○委員長

よろしゅうござひますでしょうか。

○田中委員

人数が 27 年度推計なのですけれども、今現在、大規模校で教室が足りなくて困っている学校はありますか。

○学務課長

新潟市全部といふことで、大規模校でかなり大きくなつたといふところでは、中学校では今のところはないと思ひますが、小針中学校が少し大きくなつていふ状態だと思ひます。小学校では、東区の大形小学校か西区の新通小学校、また、中央区の鳥屋野小学校も大規模ですけれども、鳥屋野小学校は今回作つたばかりなので、とりあへずは大丈夫といふ状態だと思ひていふます。

○委員長

よろしゅうござひますでしょうか。

○高山委員

今で言へば、小針中学校はプールをつぶして、その上にプレハブを建てていふといふ状況なので。本当にせつぱ詰まつていふところがないことではないので。これはやっぱり、ある意味では急がなくてはいけな部分もあると思ひます。それで、中央区、江南区この案については、適正審議会で審議をした結果、こうなりましたといふことですか、確認です。

○学務課長

いったん、ここでやわらかく固まつておひます。これから市議会やそれぞれの区の自治協議会にもこの案を説明しまして、また、ここでご意見をいただくことになると思ひます。そのご意見をまとめまして、精査していただひて審議会にお伝へして、改めてこの案を見直して、答申をまとめるといふような段取りを考へていふます。

○高山委員

審議中といふことは、どういふ意味ですか。

○学務課長

白新中学校と鏡淵小学校、白山小学校と、白新中学校区に二つの

小学校があるわけです。新潟島と通称で呼ばれている地域がございまして、新潟島の中の中学生の人数というのが、だいたい1,400人台でございます。かつては大変子どもたちが多かった地域ですけれども、1,400人台ということだと、適正規模で考えていくと、二つの中学校区くらいの人数がそこに今いると、これがさらに1,200人台に減っていくだろうという状態がありますので、事務局としては新潟島を二つの中学校に統合する案を提案したわけでございます。いくつか案の中で、そこを第一候補として提案したわけでございますけれども、その中で白新中学校区についてどうするかということで、意見が分かれているという状態でございます。

○高山委員

今の事情、適正審議会にどれだけ分かるか、大変難しい問題であることは確かです。こういうふうに一応案が出てきましても、今おっしゃったように地域の意見、いろいろな意見を聞いてみますと、また違ったような形になることが考えられます。教育ビジョンには、地域の教育力を高めるということ、それから、地域コミュニティ、これは市政の一つの方針です。その核となるのは学校なのです。その学校が、これを見ると、けっこうなくなってしまうという、非常に私ども寂しいのですけれども、数合わせだけでいいのかというのも、一つの視点だと思います。こういったことで、もう少し大きな視点から適正規模というよりも、適正配置なり、それから学校としての単なる役目だけではなくて、地域の中の学校の役目というものも考慮に入れて、今後検討していただきたいと思います。

例えば下（しも）町と言われるところの学校を四つとも一緒にしてしまうと。下町というのはそれぞれに特徴を持っていて、しかも教育に対する関心が高いというところでありまして、相当厳しい議論になると思います。そういうことで言えば、地域の皆さんの納得が得られるような解決、大変難しいでしょうが、是非、その方向で頑張っていたきたいと思います。

○委員長

その他にいかがでしょうか。

○小嶋委員

私も高山委員がおっしゃったような考え方を持っていて、自治協議会の方々のお顔ぶれを見ますと、時代を担ってきてくださった先輩方が多いわけです。そのところで数合わせということだけではなくて、こういう理由でということがはっきり伝わらないと、侃々諤々して、なかなか通らないところではないかと感じます。

○山田委員

この2ページの一覧表には、鳥屋野中と宮浦中の関係については何も出ていないわけです。お話の中で、二つは隣接するから、大規模校解消のために校区変更等が考えられるという、それを検討していくのだと、そういうことが今回出されなければ、広く意見を求め

るというお話ですが、出されなければ、はっきりしないというのか、そこはきちんと出しておかないと、白新中が審議中になっておりますが、そんなふうな形になっていけば分かります。課題があるのだなということは分かるけれども、このままでは問題があるのではないかと、説明の中に入れていくというのなら、これまた話がありますが、ただ、説明の中の一覧表とはあまり一致しないというのは、問題ありという感じがいたします。

いまひとつ、私が気になるところが大江山と横越です。大江山は大江山村として、そして、第2次世界大戦、太平洋戦争後に新潟市になったのでしょうか、30年代の合併で新潟市になったと、横越はまったくの横越村ですので、今は町ですが、横越は5か校が一緒になって横越小になったのではなかったのでしょうか、4か校でしょうか、今回、芸術祭で木津小の体育館がたびたびマスコミに取り上げられていますが、そういった小さい学校が一緒になって横小になり、今回、大江山中学校と横越中学校が検討されているという話になると、そういう意見を聞きたいというのはい向にかまわないのですが、形としては問題ありではないかという気がいたします。そういうことを審議の中で話し合われてきたのか。先ほど高山委員、あるいは小嶋委員が指摘されているように、長い歴史の中で形成された地域住民意識ですか、そういったものとどういうふうに絡むのかが、ちょっと問題があるのではないかと思っております。

もう一つ、確認というか、調べていただきたいのですが、大江山中のあたりに団地がたくさんできて、児童数、生徒数が増えてきました。それから、横越中も団地ができて増えております。長いスパンで見るとどういうことになっているのか、確かにこの6年間、小学校にいる子どもだけを見て推計してやると、統合を考えた方がいいかもしれないということになるけれども、もうちょっと長い目で見るとどうなるのか、その辺を調べておく必要があるのではないかという気がいたします。提案はもちろん提案で、地域の方から聞いていただければいいのですが。

というのは、実は私はあっち行ったりこっち行ったりして、勤務した教員です。東山の下小と山の下小、どちらも勤務したのですが、その校区がしょっちゅう変わっているのです。東山の下の子どもが増えると、ここは山の下ですよとなって、そのところがまた東山の下に移っていくと。今回、東山の下は大形が大きいです。大規模校が2つで、下山も入るのでしょうか、新しいのを一つ作る考えかたということが、この前のときに説明がありましたが、必要なのだろうと思うのですが、住んでいる人にとっては、俺の母校はと言うに

も校区外になっていると、同じことで、私は小学校は木戸なのです。木戸は竹尾ができ、牡丹山ができ、しかし、今は竹尾が問題になっているという形で、そして沼垂と絡んで統合したり、校区変更になったりして今の形があるわけですが、わりと短時間で変わっている。そのときどきのことですぐ変えていくということが、本当にいいのかどうかという問題があるのではないのでしょうか。地元の人とか校区の人は、また変わるんだってという、なかばあきらめのような言葉が出てくる。そういったことを、先を見通した場合にどうなるかというのをある程度長い目で見て、考えた方がいいのではないかと私は思っています。

○学務課長

学校の適正配置が、これまでの流れの中で二つの流れがあるかなと思っております。一つは、昭和 50 年代の頃から市街地が急に郊外に拡大していった中で、学校建設が後追いになっていった時代がございます。例えば大形小学校の周りでも住宅開発が一気にあった時代がございますし、地域の記憶としては、大形小のところであれば、1,000 人くらいはいつも子どもたちがいたという記憶になるのではないかなと思います。

また、数字が頭に浮かばないので別のところのお話をさせていただきたいのですが、新通小学校という大きな学校がございますけれども、あそこも子どもたちが増えていくに従って、いくつかの小学校を分けてきた時代がございます。そうしますと、だいたい 1,200 人から 1,600 人くらいまでの中で、学校が分かれていくような形で、新しい学校を作ってきたという時代が一つあるかと思っております。

今は、子どもたちが少なくなるころは極端に少なくなっていく、それから、増えるところは爆発的に増えるというような、その時代とは少し様子が違うのかなと。大形小学校も、前回ご説明しましたけれども、松崎地区にニュータウンができて、その子どもたちが非常に多い形です。その子どもたちの分が、大規模校を形作っているような状態です。新通小学校も同じような状態です。そういう流れもありますし、地域の学校の中の規模ということについての記憶、地域の記憶というものもあると思いますし、遙か前からの集落の形成からきた歴史もそれぞれあると思いますので、基本的に学校の適正配置というのは、審議会の答申があるから、それで決まるというようなものではないと考えております。

ですから、今回は来年に向けまして答申をお願いしておりますけれども、そこを元にして教育委員会の事務局としては、さらに対象校を絞り込んだ形で計画を立てまして、そこから絞り込んだ校区の

皆さんと話し合いを始めていく、つまり、子どもたちが少なくなってきたけれども、これからどうしようかという協議を始めていきたいと考えております。ですから、これは区の自治協議会とか、それぞれの場面場面で誤解を解いていかなければいけないことかと思えますけれども、この答申が議論されて、議論が終われば、新潟市の既定事実なのだと取られないように最善を尽くしていきたいと思っておりますし、実際の適正配置の話し合いの中では、協議を尽くしていく姿勢を持っていきたいと思っております。

○委員長

ありがとうございました。非常に微妙な、また、神経細やかに進めなければいけない問題でございますので、バックデータとか、審議に至る経緯とか、そういったものも用意して、また、審議の状況を教えていただきたいと思えます。

それでは、以上をもちましてこの報告を終わります。

続きまして、「新型インフルエンザの対応について」、報告をお願いいたします。保健給食課、お願いします。

○保健給食課長

保健給食課でございます。それでは、新型インフルエンザの対応について、報告をさせていただきます。お手元の資料の1番をご覧くださいと思います。学校における発生状況でございますが、夏休みが始まる7月21日の週から1週間単位で、区別に患者の発生数を記載してございます。9月15日、昨日現在の数字になってございますが、合計欄のところをご覧くださいますと、おおむねお盆のあたりから拡大傾向が見られるようになりまして、8月24日から8月30日の週については、中学校を中心にして授業が再開されている期間でございます。その翌週の8月31日から9月13日までの2週間では、170人前後の発生が、それぞれ1週間単位で見られたところでございます。総数といたしましては、昨日現在で519名の発生となっております。これを校種別に見ますと、下に小さい表がございますけれども、中学校で346名ということで、3分の2が中学生という状況でございます。

この間の特徴等についてでございますけれども、夏季休業中につきましては、部活動での集団感染が見られたということでございます。それから、授業再開後におきましては、学級単位での急速な感染拡大が見られたところでございます。地区別に見ますと、西区で感染者が多いという状況でございますけれども、授業再開後につきましては、おおむね各区で増加傾向にあるということでございます。

次に、2番目の臨時休業の措置についてでございますけれども、対応方針につきましては、必要に応じて学級閉鎖、学年閉鎖、休校

等の臨時休業措置を講じることとしております。なお、感染拡大防止のために特に必要がある場合につきましては、患者が発生していない学校を含めて、広域的での対応というのも視野に入っているところでございます。

②番の臨時休業措置の基準についてでございますけれども、学級閉鎖につきましては、インフルエンザ様症状を含めまして、欠席率10%程度を目安として、感染の状況等を踏まえて決定することとしております。休業期間につきましては、土日を含めて4日間を基本としております。学年閉鎖及び休校の措置につきましては、複数の学級または学年が閉鎖になるなど、感染拡大のおそれがある場合に休校するという考え方でございまして、この基準につきましては、県の考え方と統一してございます。なお、臨時休業措置の決定の主体につきましては、学校の設置者である市が決定することとしております。

では、資料の裏面をご覧くださいと思います。具体的な臨時休業措置の状況についてでございます。9月15日措置決定分までを記載してございます。一番上の小針中学校のところでご説明をさせていただきますが、最初、1年生の1学級が学級閉鎖という状況になりました。その後、1年生全体に拡大したために学年閉鎖をかけましたが、学年閉鎖明けにつきましても、1年生の1学級につきましても、まだ患者が減らなかったということがございまして、学級閉鎖の継続をしたという形になってございます。

2年生につきましては、学年全体での感染が認められたことから、学年閉鎖を一度かけましたけれども、これも学年閉鎖明けでも依然として減らなかったことから、学年閉鎖を継続したという事例になってございます。

3年生につきましては、学級単位での感染の拡大が順次見られたことから、学級閉鎖での対応をかけてきたところではございましたけれども、最終的には学年閉鎖に至ったという状況でございます。

それから、次の早通中学校につきましても、1年生、2年生、3年生ともに学年閉鎖に至ってございます。亀田中学校につきましては学級閉鎖のみ、黒崎中学校につきましては、これも1年生、2年生、3年生ともに学年閉鎖しております。関屋中学校、藤見中学校については、学級閉鎖という状況でございまして、中学校については、6校について休業措置をかけたという状況でございます。

続いて、小学校につきましては、記載のとおり5校の小学校につきましても休業措置をかけておりますが、その内容については、いずれの学校においても学級閉鎖という状況でございます。

最後の今後の対応のところでございますけれども、感染の状況に対応した臨時休業措置ということで記載がございますけれども、先ほどご説明させていただいた、いわゆる臨時休業措置の基準校を原則といたしますけれども、10%未満での早めの休業措置、あるいは4日を原則としておりますけれども、期間の延長、こういったことを視野に入れながら、適宜対応してまいりたいという趣旨でございます。

それから、学校での保健指導及び健康観察の特定につきましては、今までも折に触れて学校に通知をしてきたところがございますけれども、さらなる徹底を図ってまいりたいということでございます。

それから、消毒用アルコールの設置につきましては、このたび危機管理防災課の方から追加分の配布がございましたので、各校への配置を終えたところでございます。以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。では、ただいまの報告に対しまして、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○高山委員

小針中学校は、今日は9月16日ですから、一切閉鎖はしていないということでしょうか。

○保健給食課長

中学校につきましては、先ほど申し上げた小針中、早通中、黒崎中が全校規模での拡大が認められたところがございますけれども、黒崎中の一部を除いて、集団発生につきましては、ほぼ収束を迎えているという段階でございます。

○小嶋委員

休業期間というのは、4日間になっているのですけれども、インフルエンザにかかった人の自宅待機というのはどのくらいですか。

○保健給食課長

おおむね1週間程度の健康観察期間というようなことが言われておりまして、特に通常の活動に戻るためには、熱が下がってから2日間、その期間を見ていただければ元に戻れるという状況でございます。先ほど4日間の延長というような話を申し上げましたけれども、これは実は小針中の例を見ますと、4日間では期間が足りないというような状況もありましたので、土日を加えながらなるべく長期間にして、早めに拡大防止をするということが有効なのだということが小針中の事例でありましたので、そういうことを考えていきたいということでございます。

○小嶋委員

特定伝染病は何日間という待機がありますから、こういうのはデータがあると、次の新しいものが出てきたときに、参考になるかなと思います。

○委員長

そのほかにもございますでしょうか。

○高山委員

519人の中で重症になった人はいますか。

○保健給食課長	そういう事例はございません。
○高山委員	さっき山田委員とお話をしていたのですが、和歌山市の中学校、高校で合わせて500人、集団感染したと、その原因は何かと言うと、どうやら体育祭と文化祭だったということなのです。そういったことを考えますと、その辺の学校への指導みたいなものはどうですか。
○保健給食課長	体育祭につきましては、新潟市内の中学校は秋にほとんどの学校が予定されておりまして、9月5日がピークでございました。ほとんどの学校が、そこで体育祭という状況でございました。基本的には、一部でも休業措置がかかっている学校については、体育祭の実施は基本的にはないという考え方でございましたけれども、実質的にその影響を受けたのは小針中、早通中ぐらいでございまして、あとのところは、基本的には予定通り実施できました。状況としては、そんなところでございます。
○高山委員	ということは、特に注意しなさいという話はしていないと。
○保健給食課長	していません。それで、当然、学校が感染拡大の場になりやすいということは前から指摘されておりまして、さらに夏休みの状況を見ると、部活動での感染が確実にありましたので、そういった意味では体育祭、例えば学年を越えて全校が集まって一つのことをやるというのは、非常にそういう可能性が高いところでございましたので、健康観察等に十分に配慮したうえで、やる、やらないというのを考えていただきたいということでは、通知はしてございます。
○高山委員	もう一つ、これは教育委員会の仕事ではないかもしれませんが、例えば家庭で患者が出た場合、家族の接し方、この間テレビでやっていたのですけれども、ほかの部屋に隔離して、マスクしたお母さんがご飯を運んだり、いろいろな注意事項があると思うのですけれども、この点についてはどのように周知しておられますか。
○保健給食課長	いわゆる濃厚接触者については、今の強毒性のときの考え方ではなくて、その後、考え方が変わった今の段階での国の考え方に従いますと、いわゆる濃厚接触者であるがゆえに、何らかの社会的な活動の制限を受けるということは、基本的にはないと、要するに症状がなければ、通常に活動していただいて結構だと、ただ、それは気を付けてくださいねということなのですけれども、それは家庭においても、お子さんがかかられたら、できれば外出の自粛とか、そういうのに努めていただきたいという広報は、保健所サイドでやっておりますけれども、出るなという措置をかけられるということではないと。
○高山委員	この辺、教育委員会だけの問題ではないのですが、子どもがかか

ったときに、お母さんが対処しているわけです。その際、どういう注意をしたらいいのかとか、あまり伝わっていない。これが感染拡大につながりかねないということで、市全体としても、その辺にもう少し力を入れていただきたいというのが、私の希望です。

○小嶋委員

感染した場合、クラスに一人生徒がいましたら、そのときの学校の様子というのが、数字では見えてくるのですが、学校の様子が分かりにくいのですけれども、学級の様子とか生徒の様子、クラスの中の様子というのがもしお分かりでしたら、お願いします。

○保健給食課長

欠席情報については、毎日各学校から保健給食課の方に報告を受けてございます。その中で周りのお子さんの状況ですとか、ほかのクラスの状況、その辺についてもお聞きしております。現状からいくと、一つのクラスで一人のお子さんが発症した場合には、例えば席の近いお子さんの発生率が、事実としては高いようです。ほかの学級ということになりますと、学習の形態でクラスを越えてやるとか、あるいは近所で一緒に遊ぶとか、そういう接触の中で感染をしているというような状況が見受けられます。

○小嶋委員

一人だけクラスに出てしまうと、気持ちのいい病気ではないので、迷惑病気なので、その子一人が嫌がらせとか、仲間はずれになっていないかなという心配、取り越し苦労とかしているのですけれども、そういうことはどうでしょうか。

○保健給食課長

それにつきましては、当初から国の通知そのものにありますけれども、そういったことには十分留意して対応するようにという通知は、各学校に出しております。

○委員長

そのほかによろしゅうございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

第4 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

10月定例会は、10月9日（金）午前9時半から、11月定例会は12月1日（火）午前9時半からでお願いしたい。

○全委員

全員異議なく了承する。

第5 閉会宣言

○委員長

午後2時10分、閉会を宣言する。

以上，会議のてん末を承認し，署名する。

署名委員

署名委員